ポスト

令和８年９月15日
金融庁

「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」につきまして、令和８年７月24日（金曜）から令和８年８月24日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、29件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は、（別紙１）を御覧ください。

１．改正の概要

1. 社債発行企業のグループ企業によるデジタル社債等の勧誘に係る規制の緩和【別紙２】
   グループとしての効率的な経営の観点から、グループ企業による社債の勧誘につき、発行企業の勧誘と同視できる場合は、金融商品取引業から除外する。

2. 海外ベンチャーファンド（VF）との連携に関する投資運用規制の緩和【別紙２】
   国内スタートアップの海外進出を促進するため、国内VFから海外VFに出資する場合の海外VFに係る投資運用規制の適用除外（外国ファンド特例）の要件を緩和する。

3. 券面不発行の預託証券に表示されるべき権利の有価証券指定【別紙３】
   券面が発行されない場合であっても預託証券に表示されるべき権利が有価証券であることを明確化するとともに、有価証券届出書の様式の記載上の注意について所要の規定の整備を行う。

具体的な改正内容については、（別紙２）及び（別紙３）を御参照ください。

２．公布・施行日等

本件に係る内閣府令は本日公布されており、上記１及び２の改正は令和８年９月16日（水曜）から、上記３の改正は同年10月５日（月曜）から施行されます。

（別紙１） コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方
（別紙２） 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
（別紙３） 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

問合せ先

- **電話受付**

  受付時間：平日10時00分～17時00分

  電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

- **ウェブサイト受付**

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局市場課、企業開示課

（別紙２）に関する内容：企画市場局市場課（内線3609、2639）
（別紙３）に関する内容：企画市場局市場課（内線3609、2639）、企業開示課（内線3652、3688）

サイトマップ

- **金融庁について**
  - 組織
    - 大臣・副大臣・政務官
    - 金融庁の概要
    - 金融庁の改革
    - 所管の法人
    - 予算・決算
    - 政策評価
    - 採用情報
- **報道・広報**
  - 報道対応
    - 報道発表資料
    - 記者会見
    - 大臣談話等
  - 広報活動
    - アクセスＦＳＡ（広報誌）
    - 白書・年次報告
    - 職員による講演等
    - 職員による寄稿等
    - 利用者の方へ
    - 注意喚起情報
    - 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
    - よく閲覧されているページ
- **政策・審議会**
  - 基本方針等
    - 金融行政方針
    - 政府方針における金融庁関連の施策
  - 政策テーマ・施策
    - 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
    - 政策テーマ等一覧（全体）
  - 審議会・研究会等
    - 審議会・研究会等一覧
  - 研究・調査
    - 金融研究センター
- **法令・指針等**
  - 所管法令等
  - 検査・監督の基本方針等
    - 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
  - 監督指針・事務ガイドライン
    - 監督指針一覧
    - 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
  - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ等
    - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ・法令解釈事例集一覧
  - 金融上の行政処分等
- **金融機関情報**
  - 全金融機関共通
  - 預金取扱金融機関（銀行等）関連
  - 保険会社関連
  - 金融商品取引業者等関連
  - 金融会社関連
- **国際関係情報**
  - 国際関係の取組み
    - 国際金融センター
    - 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
    - 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
  - 国際基準設定主体等の公表資料等
    - 金融安定理事会（FSB）
    - バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
    - 保険監督者国際機構（IAIS）
    - 証券監督者国際機構（IOSCO）
    - 金融活動作業部会（FATF）
    - その他
- **アクセスＦＳＡ（広報誌）**

▲ ページの先頭に戻る

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government　（法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000